【令和7年3月24日から】

行政手続における戸籍電子証明書の利用について

戸籍電子証明書の利用により、一部の行政手続において、紙の戸籍証明書に代えて戸籍電子証明書提供用識別符号(以下「識別符号」)を提出することが可能となります。



戸籍電子証明書とは

• 行政機関の間でやり取りされる電子的な戸籍証明書です。



戸籍電子証明書提供用識別符号とは

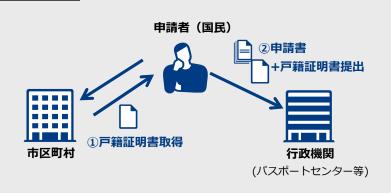
- 戸籍証明書と一対になったパスワード(数字16桁)です。
- 行政手続の利用者は、識別符号を取得して提示することにより、紙の戸籍証明書 の提出を省略することが可能となります。

紙で発行された戸籍証明書を手続先の行政機関に提出する必要がありました。



これまで

戸籍電子証明書の利用イメージ



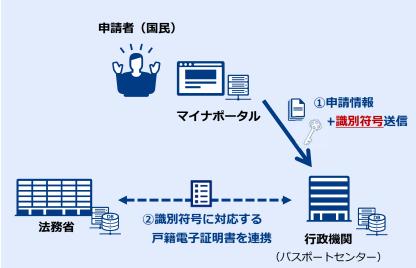
- ① 市区町村窓口又は郵送により紙の戸籍 証明書を取得
- ② 取得した紙の戸籍証明書を手続先の行政機関に提出



令和7年3月24日~

識別符号の提示により紙の戸籍証明書の提出が不要になります。

<マイナポータルからパスポート申請を行う場合>



- ① マイナポータルから行政手続を行い、 <u>識別符号</u>を申請情報とともに手続先の 行政機関に送信
 - ※ 手続の中で自動的に識別符号を取得する場合 と事前に取得した識別符号を提出する場合が あります。
- ② 手続先行政機関(例の場合はパスポートセンター)が識別符号を使って法務 省から戸籍電子証明書を取得
 - ※ 申請者は識別符号に対応する戸籍電子証明書 の内容を確認することはできません。



※ 市区町村の窓口で識別符号を取得することも可能です。



戸籍電子証明書の利用が可能な行政手続(令和7年3月24日以降)

	行政機関	手続内容	
1	外務省	パスポートの申請手続	
2		在外公館における身分関係事項等に関する証明手続	
3	国家公安委員会	マイナ免許証の本籍情報変更 (マイナ免許証のみを保有している方の場合)	

※ 識別符号の提出方法はそれぞれの手続先に御確認ください。

Q & A

- Q1 識別符号はどこで取得できますか。取得の際に手数料は必要ですか。
- A1 オンライン(マイナポータル)又は市区町村の戸籍担当窓口で取得できます。 ※ オンラインでのパスポート申請等の中で自動的に取得する場合もあります。

手数料について、オンライン(マイナポータル)の場合は無料ですが、市区町村で 取得する場合は有料です(対象となる戸籍証明書を同時に取得する場合を除く。)。 具体的な手数料額は各市区町村に御確認ください。

- Q2 識別符号に有効期限はありますか。
- A2 発行から3か月間です。なお、有効期限内であれば複数の手続に利用できます。
- Q3 識別符号を取得できる人に制限はありますか。
- A3 以下の表のとおり取得方法によって異なります。

取得方	法	取得可能な者の範囲
オンライン(マィ	′ナポータル)	• 本人(15歳以上のみ)
市区町村窓口	本籍地	・本人等(戸籍に記載されている者、配偶者、直系尊属、直系卑属)・上記の者の代理人
で請求	本籍地以外	・ 本人等(戸籍に記載されている者、配偶者、直系尊属、直系卑属)
市区町村(本籍地 郵送	e) への	・本人等(戸籍に記載されている者、配偶者、直系尊属、直系卑属)・上記の者の代理人

- **Q4** 転籍前などの除籍電子証明書提供用識別符号をオンライン(マイナポータル)で取得することはできますか。
- A4 オンライン(マイナポータル)で除籍電子証明書提供用識別符号は取得できません。 除籍電子証明書提供用識別符号が必要な場合は市区町村の窓口で取得してください。